

2022年11月30日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

## 預金規定改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、通帳発行手数料の新設にあたり、預金規定を改定いたします。

本規定は改定後の2023年1月4日以降、普通預金口座（総合口座を含みます）を新規開設したお客さまから適用となります。

### 1. 改定内容

以下の条項を新設いたします。

「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」普通預金規定（抜粋）

#### 8. 通帳発行手数料

- (1) 当行が定める預金者が、口座開設または通帳繰越（満行）により通帳を発行する場合、当行が定める通帳発行手数料をお支払いいただくものとします。
- (2) 当行は通帳発行手数料を、当該口座から普通預金規定にかかわらず普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、引き落としのうえ充当できるものとします。
- (3) いったん引き落としとなった通帳発行手数料については返却いたしません。
- (4) (1)から(3)の規定は、2023年1月4日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

### 2. 改定となる預金規定

- ・「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」普通預金規定
- ・「総合口座取引規定集」総合口座取引規定

### 3. 改定日

2023年1月4日（水）

以上